省令

○総務省令第十七号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、放送法施行規則及び有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

総務大臣　山本　早苗

放送法施行規則及び有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二百十四条第一項第八号中「、毎秒四メガビット」を「毎秒四メガビット、デジタル放送の標準方式第六十二条第二項に規定する情報源符号化方式を用いる場合にあつては毎秒一・五メガビット」に改める。

（有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第二条　有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「第五章第二節」の下に「及び第三節」を加え、同条第十三号中「第六章第三節」の下に「及び第五節」を加える。

第九条中「復調後におけるビット誤り率の値以下」を「条件に適合するもの」に改め、同条の表を次のように改める。

入力信号の区別	条件
一　デジタル放送の標準方式のうち地上基幹放送局に係るものによる放送を受信し、そのデジタル信号を再放送する場合	(一)　復調後におけるビット誤り率が1×10^{-4}以下（短縮化リードソロモン（204,188）符号による誤り訂正前とする。）
二　デジタル放送の標準方式のうち衛星基幹放送局に係るものによる基幹放送、衛星一般放送又は通信衛星経由で配信される放送番組を受信し、そのデジタル信号を再放送又は送信する場合	(一)　デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める標準方式に準拠する方式を用いる場合にあつては、最悪月において九九パーセントの確率で、搬送波のレベルと雑音のレベルとの比が次のとおりであること。 イ　搬送波の変調の型式が四相位相変調の場合にあつては、一〇デシベル以上 ロ　搬送波の変調の型式が八相位相変調の場合にあつては、一三デシベル以上 ハ　搬送波の変調の型式が符号化率一二〇分の四一から一二〇分の九三までの十六値振幅位相変調の場合にあつては、一五デシベル以上 ニ　搬送波の変調の型式が符号化率一二〇分の九七から一二〇分の一〇九までの十六値振幅位相変調の場合にあつては、二一デシベル以上 (二)　デジタル放送の標準方式第五章第二節又は第六章第三節に定める標準方式に準拠する方式を用いる場合にあつては、最悪月において九九パーセントの確率で復調後におけるビット誤り率が1×10^{-8}以下（短縮化リードソロモン（204,188）符号による誤り訂正前とする。）
三　一及び二以外のデジタル信号を受信し、そのデジタル信号を再放送又は送信する場合	(一)　誤り訂正方式として短縮化リードソロモン（204,188）符号を使用するデジタル信号の場合にあつては、復調後におけるビット誤り率が1×10^{-4}以下（誤り訂正前とする。） (二)　(一)以外の誤り訂正方式を使用する場合にあつては、復調後におけるビット誤り率が1×10^{-8}以下（誤り訂正後とする。）

第十条第一項を次のように改める。

受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波の受信者端子における周波数（当該有線テレビジョン放送等に係る電磁波の占有する周波数帯の中央の周波数をいう。第十二条において同じ。）は、次の各号のいずれかでなければならない。

一　搬送波の変調の型式に、六四値直交振幅変調若しくは二五六値直交振幅変調を用いる場合又は直交周波数分割多重変調を用いて連続した周波数を選定しない場合の搬送波の周波数のうちから選定しなければならない。ただし、一〇八メガヘルツを超え一九二メガヘルツ未満又は二二二メガヘルツを超え四七〇メガヘルツ未満の周波数を使用する場合であって、総務大臣が次の周波数以外の周波数を使用することが適当と認めたものについては、この限りでない。

九三、九九、一〇五、一一一、一一七、一二三、一二九、一三五、一四一、一四七、一五三、一五九、一六七、一七三、一七九、一八五、一九一、一九五、二〇一、二〇七、二一三、二一九、二二五、二三一、二三七、二四三、二四九、二五五、二六一、二六七、二七三、二七九、二八五、二九一、二九七、三〇三、三〇九、三一五、三二一、三二七、三三三、三三九、三四五、三五一、三六三、三六九、三七五、三八一、三八七、三九三、三九九、四〇五、四一一、四一七、四二三、四二九、四三五、四四一、四四七、四五三、四五九、四六五、四七三、四七九、四八五、四九一、四九七、五〇三、五〇九、五一五、五二一、五二七、五三三、五三九、五四五、五五一、五六三、五六九、五七五、五八一、五八七、五九三、六〇五、六一一、六一七、六二三、六二九、六三五、六四一、六四七、六五三、六五九、六六五、六七一、六七七、六八三、六八九、六九五、七〇一、七〇七、七一三、七一九、七二五、七三一、七三七、七四三、七四九、七五五、七六一及び七六七メガヘルツ

二　搬送波の変調の型式に、直交周波数分割多重変調を用いて連続した周波数を選定する場合の搬送波の周波数は、前号に規定する周波数のうちから選定しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ　前号ただし書に規定する場合

ロ　周波数帯域の幅を二メガヘルツとする一六三メガヘルツ及び四六九メガヘルツの周波数として選定する場合

第十一条第一項を次のように改める。

搬送波の変調の型式は、次の各号のいずれかでなければならない。

一　六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調とし、別図第一に示すキャリア変調マッピング（一定の手順に従って二値のデジタル情報をシンボルに変換することをいう。以下同じ。）であること。

二　副搬送波の変調の型式として二五六値直交振幅変調、一〇二四値直交振幅変調又は四〇九六値直交振幅変調を用いる直交周波数分割多重変調とし、別図第二に示すキャリア変調マッピングであること。